

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おきかへ  
る日)

## 規 則 鳥取県児童福祉法施行細則(児童家庭課)

### 目 次

公布された規則のあらまし

#### ◇鳥取県児童福祉法施行細則

##### 一 総則

この規則は、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

##### 二 福祉の措置の実施

- 1 育成医療の給付、補装具の交付等及び療育の給付に係る申請手続を定めることとした。(第二条～第四条関係)
- 2 療育機関の指定申請、指定後の変更届出及び指定辞退の申出に係る手続を定めることとした。(第五条～第八条関係)

##### 四 保母試験

3 児童福祉施設の長が養子縁組の承諾を許可する場合の手続を定めることとした。(第二十五条関係)

##### 五 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 改正前の児童福祉法施行細則の規定によってなされた手続は、この規則の相当規定によりなされたものとする事とした。

##### 三 事業及び施設の監督

- 3 要保護児童の指導、委託及び入所の措置等に係る手続を定めることとした。(第九条～第十二条関係)
- 4 里親及び保護受託者の登録に係る手続を定めることとした。(第十三条、第十四条関係)
- 5 児童を同居させる者の届出に係る手続を定めることとした。(第十五条関係)

1 児童居宅生活支援事業の開始、廃止及び休止等の届出に係る手続を定めることとした。(第十六条～第十八条関係)

2 児童福祉施設の設置届出、設置認可申請等に係る手続を定めることとした。(第十九条～第二十四条関係)

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則をここに公布する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県規則二十号

鳥取県児童福祉法施行細則

児童福祉法施行細則(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 福祉の措置の実施(第二条―第十五条)

第三章 事業及び施設の監督(第十六条―第二十五条)

第四章 保母試験(第二十六条)

第五章 雑則(第二十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下

以下「政令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 福祉の措置の実施

(育成医療の給付の申請)

第二条 省令第七条第一項の規定による申請は、育成医療給付申請書(様式第一号)を提出してしなければならない。

(補装具の交付又は修理の申請)

第三条 省令第九条第一項の規定による申請は、補装具交付・修理申請書(様式第二号)を提出してしなければならない。

(療育の給付の申請)

第四条 省令第十条第一項の規定による申請は、療育給付申請書(様式第三号)を提出してしなければならない。

(療育機関の指定の申請)

第五条 省令第十一条に規定する申請書は、指定療育機関指定申請書(様式第四号)によるものとする。

(指定療育機関の診療を担当する結核の種別の変更の申請)

第六条 省令第十四条第一項に規定する申請書は、指定療育機関指定事項変更申請書(様式第四号)によるものとする。

(指定療育機関の名称等の変更の届出)

第七条 省令第十五条第一項の規定による届出は、指定療育機関名称等変更届出書(様式第五号)を提出してしなければならない。

(指定療育機関の指定の辞退の申出)

第八条 省令第十六条第一項の規定による申出は、指定療育機関指定辞退

申出書(様式第六号)を提出してしなければならない。

(助産施設等への入所の申請等)

第九条 省令第二十二條第一項の規定による申請は、助産施設への入所に係るものにあつては助産施設入所申請書(様式第七号)を、母子寮への入所に係るものにあつては母子寮入所申請書(様式第八号)を提出してしなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において助産施設又は母子寮への入所の措置を決定したとき及び省令第二十二條第三項の規定による助産施設又は母子寮への入所措置を採つたときは、当該申請をした者又は当該措置を受ける者及び当該施設の長に措置決定通知書(様式第九号)により通知するものとする。

3 知事は、第一項の申請を却下したときは、当該申請をした者に対し、理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

4 知事は、法第二十二條又は第二十三條本文の規定による入所の措置を受けている者について、当該措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更したときは、本人又はその保護者及び当該施設の長に措置解除(停止・変更)決定通知書(様式第十号)により通知するものとする。

(措置決定の通知等)

第十条 知事は、法第二十七條第一項第三号又は第二項の規定による措置を採つたときは、措置決定通知書(様式第十一号)によりその保護者及び当該施設の長又は里親若しくは保護受託者に通知するものとする。

2 知事は、法第二十七條第七項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除(停止・変更)決定通知書(様式第十二号)によりその保護者及び当該施設の長又は里親若しくは保護受託者に通知するものと

する。

(立入調査証票)

第十一条 法第二十九條の規定により立入調査等を行う者は、立入調査証票(様式第十三号)を携帯しなければならない。

(入所児童の死亡等の届出)

第十二条 省令第二十七條(省令第三十二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出のうち同条第一号に該当するときの届出は、児童死亡届出書(様式第十四号)を提出してしなければならない。

2 省令第二十七條の規定による届出のうち同条第二号に該当するときの届出は、児童措置解除届出書(様式第十五号)、児童措置停止届出書(様式第十六号)又は児童措置変更届出書(様式第十七号)を提出してしなければならない。

3 省令第二十七條の規定による届出のうち同条第三号に該当するときの届出は、児童在所期間延長届出書(様式第十八号)を提出してしなければならない。

(里親希望者の申出等)

第十三条 省令第三十條の規定による里親を希望する者の申出は、里親申込書(様式第十九号)を提出してしなければならない。

2 知事は、前項の申込書の提出があつた場合において、里親として認定したときは、当該申出者に書面をもって通知するとともに、里親登録簿(様式第二十号)に登録するものとする。

(保護受託者の申出等)

第十四条 省令第三十條の規定による保護受託者を希望する者の申出は、

保護受託者申込書(様式第二十一号)を提出してしなければならない。

2 知事は、前項の申込書の提出があった場合において、保護受託者として認定したときは、当該申出者に書面をもって通知するとともに、保護受託者登録簿(様式第二十二号)に登録するものとする。

(児童を同居させる者の届出等)

第十五条 法第三十条第一項の規定による届出は、児童同居開始届出書(様式第二十三号)を提出してしなければならない。

2 法第三十条第二項の規定による届出は、児童同居取りやめ届出書(様式第二十四号)を提出してしなければならない。

3 第一項の届出書を提出した者は、居住地を変更したときは、児童同居居住地変更届出書(様式第二十五号)により知事に届け出なければならない。

### 第三章 事業及び施設の監督

(児童居宅生活支援事業の開始の届出)

第十六条 法第三十四条の三第一項の規定による届出は、児童居宅生活支援事業開始届出書(様式第二十六号)を提出してしなければならない。

(児童居宅生活支援事業の届出事項の変更の届出)

第十七条 省令第三十六条の三の規定による届出は、児童居宅生活支援事業届出事項変更届出書(様式第二十七号)を提出してしなければならない。

(児童居宅生活支援事業の廃止等の届出)

第十八条 法第三十四条の三第二項の規定による届出は、児童居宅生活支援事業廃止(休止)届出書(様式第二十八号)を提出してしなければならない。

(児童福祉施設の設置の届出)

第十九条 法第三十五条第三項の規定による届出は、児童福祉施設設置届出書(様式第二十九号)を提出してしなければならない。

(児童福祉施設の設置認可の申請等)

第二十条 省令第三十七条第二項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(様式第三十号)を提出してしなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査の上、認可するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。

(児童福祉施設の届出事項等の変更の届出)

第二十一条 省令第三十七条第四項の規定による届出は、児童福祉施設届出事項変更届出書(様式第三十一号)を、同条第五項による変更届出は、児童福祉施設設置認可(届出)事項変更届出書(様式第三十二号)を提出してしなければならない。

(児童福祉施設の認可事項の変更承認の申請)

第二十二条 省令第三十七条第六項の規定により承認を受けようとする者は、児童福祉施設認可事項変更承認申請書(様式第三十三号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、承認するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。

(児童福祉施設の廃止等の届出)

第二十三条 法第三十五条第六項の規定による届出は、児童福祉施設廃止(休止)届出書(様式第三十四号)を提出してしなければならない。

(児童福祉施設の廃止等の承認の申請等)

第二十四条 省令第三十八条第二項の規定による承認を受けようとする者は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(様式第三十五号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、承認するかどうかを決定し、その結果を当該申請をした者に対し、書面により通知するものとする。

(縁組承諾の許可の申請)

第二十五条 省令第三十九条第一項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(様式第三十六号)を提出してしなければならない。

2 省令第三十九条第二項の規定による通知は、養子縁組承諾(不承諾)決定通知書(様式第三十七号)により行うものとする。

第四章 保母試験

第二十六条 政令第十三条第二項の規定による保母試験は、毎年八月に行う。

2 省令第四十二条第一項の規定による願い出及び省令第四十三条の規定による申請は、保母試験受験申請書(様式第三十八号)を提出してしなければならない。

第五章 雑則

第二十七条 この規則に定めのあるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則

の規定によりなされた届出、申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

育 成 医 療 給 付 申 請 書										
本 人 氏 名	養 護 被 保 険 者 名	扶 氏 養 護 被 保 険 者 所 住 址	年 齢	性 別	生 年 月 日	年 月 日 生	本 人 と の 続 柄			職 業
			歳	男・女						
保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号			負 担 率	保 険 者 名			保 険 者 の 職 業			
※ 身 体 障 害 者 手 帳 番 号			※ 障 害 等 級							
希 望 す る 指 定 医 療 機 関 名										

関係書類を添えて、上記のとおり育成医療の給付を申請します。

郵便番号 -

住 所  
本人との続柄

申請者  
フリガナ (生年月日)  
電話番号

職 氏 名 殿

年 月 日

職 氏 名 殿

申請受付 年 月 日	進達年月日	決定年月日
備 考		

注 ※印欄には、身障手帳の交付を受けている者に限り記入すること。  
添付書類 1 育成医療意見書  
2 世帯調査及びその関係証明書

様式第2号(第3条関係)

補 装 具 交 付 申 請 書										
補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書
職 氏 名 殿			フリガナ(保護者)			フリガナ(児童)			フリガナ(申請者)	
電話 番 号			電話 番 号			電話 番 号			電話 番 号	
下記のとおり補装具の交付を申請します。										
身 体 障 害 者 手 帳 番 号	鳥 取 県 第 〇 〇 〇 〇 号	年 月 日	障 害 名	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書	補 装 具 交 付 申 請 書
希望する業者名			希望する業者名			希望する業者名			希望する業者名	
制作(修理)上特に希望する事項			制作(修理)上特に希望する事項			制作(修理)上特に希望する事項			制作(修理)上特に希望する事項	
備 考										

注 「交付(修理)」は、該当文字を○で囲むこと。

様式第3号 (第4条関係)

療 育 給 付 申 請 書			
本 人	フリガナ	男・女	生 年 月 日
	居 住 地		
扶 養 義 務 者	フリガナ	本人との続	職 業
	居 住 地		
被保険者証等の記号及び番号	希望する指定療育機関の所在地		
	保険者等の名称		
備 考	関係書類を添えて、上記のとおり療育の給付を申請します。 郵便番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住 所 本人との続柄 ナ名 申請者 フリガナ名 電 話 番 号		
申請受付年月日	進達年月日	決定年月日	
特記事項			

添付書類 1 療育給付意見書  
2 世帯調書及びその関係証明書

様式第4号 (第5条・第6条関係)

指定療育機関指定 (指定事項変更) 申請書

児童福祉法第21条の9第4項の規定による指定療育機関として指定 (変更) を受けたいので、次のとおり申請します。

職 氏 年 月 日  
殿

郵便番号 -  
住 フリガナ名

申請者

フリガナ名  
電話番号

㊦

病院の名称	病院の所在地	診療を担当しよ うとする結核の 種別	骨関節結核以 外の結核
標榜している診療科名	収容 定員	計	( ) ( )
結核にかかっている児童 の数を収容する病室	診療担当別 名 氏 略歴	診療担当別 名 氏 略歴	
骨関節結核又は 骨髄結核診療に 主として担当す る医師	(注) 常勤・非常勤の別及び非 常勤の場合は月間勤務日数	(注) 常勤・非常勤の別及び非 常勤の場合は月間勤務日数	
療養生活の指導 を担当する職員	保母・看護婦・ 児童指導員別の 氏名 略歴	保母・看護婦・ 児童指導員別の 氏名 略歴	
骨関節結核の診療に必要な設備	器具 有・無 牽引装置 有・無	その他	
児童の療育生活に 必要な設備	図 種 類 冊 数 遊 種 日 数 量 種 目 数 量	他 の 数 量	
児童の教育に 必要な設備	学校の 名 称 設置又は開始 年 月 日 学 級 数 教 員 数	学校の種別 学校、 養護学校、 児童派遣 員派遣	特殊 児童数
添付書類 建物配置図及び平面図	小学部	中学部	学 級 数 教 員 数

様式第5号(第7条関係)

指定療育機関名称等変更届出書

指定療育機関に次のとおり変更があったので、児童福祉法施行規則第15条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日  
職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名  
届出者

電話番号

㊤

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第6号(第8条関係)

指定療育機関指定辞退届出書

指定療育機関の指定を辞退したいので、児童福祉法第21条の9第6項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名  
申出者

電話番号

㊤

1 病院の名称

2 病院の所在地

3 診療を担当する結核の種類



様式第7号(第9条関係)

助産施設入所申請書

入所措置希望者氏名		
生 年 月 日	年 月 日	生 ( 歳)
職 業		
世 帯 主 氏 名	入所措置希望者との続柄	
居住地又は現在地		
入所の措置を受けることを希望する理由		

上記のとおりのおりの状況でありますから、年月日に入所し、助産の措置を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ 申請者 氏 名

電話番号

職 氏 名 殿

添付書類 1 当該世帯の家族状況調査書

2 当該世帯の収入及び資産状況調査書

㊤

様式第8号(第9条関係)

母子寮入所申請書

入所措置希望者	児 童 氏 名	性別	生 年 月 日	年 齢
	保護者氏名		生 年 月 日	年 齢
保 護 者 の 職 業			生 年 月 日	年 齢
居住地又は現在地				
入所の措置を受けることを希望する理由				

上記のとおりのおりの状況でありますから、年月日に入所したいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ 申請者 氏 名

電話番号

職 氏 名 殿

添付書類 1 民生児童委員副申請書

2 身上調査書

3 戸籍謄本

㊤

様式第9号 (第9条関係) その1

措置決定通知書

番号 年 月 日

殿

職氏名 団

次のとおり助産施設への措置を決定しました。

入所者氏名			
生年月日	年 月 日	日生 ( 歳)	入所者との続柄
世帯主氏名			
居住地又は現所在地			
施設名			
措置年月日	年 月 日		
措置理由			

様式第9号 (第9条関係) その2

措置決定通知書

番号 年 月 日

殿

職氏名 団

次のとおり母子寮への措置を決定しました。

児童の氏名	性別	生年月日	年齢
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
保護者氏名	児童との続柄		
生年月日	年 月 日	日生 ( 歳)	
居住地又は現所在地			
施設名			
措置年月日	年 月 日		
措置理由			



様式第10号 (第9条関係) その3

措置変更決定通知書

番号 年 月 日

殿

職氏名 国

次のとおり措置の変更を決定しました。

児童の氏名	性別	生年月日	年齢
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
保護者の現住所			
保護者氏名	児童との続柄		
変更事項			
変更前後			
変更年月日	年 月 日		
変更事由			

様式第11号 (第10条関係)

措置決定通知書

番号 年 月 日

殿

職氏名 国

次のとおり児童の措置を決定しました。

児童氏名	男・女	年月日
本籍	都・道・府・県	
住所		
保護者氏名	児童との続柄	
親権者又は後見人氏名	児童との続柄	住所
扶養義務者氏名	児童との続柄	住所
施設又は里親等名	重度棟 %。重度指定ベッド %。	
措置年月日	年 月 日	

備考 積善学園入所児童については「盲児」「ろうあ児」の区分を記入すること。

様式第12号 (第10条関係) その1

措置解除 (停止) 決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

職 氏 名 団

次のとおり児童の措置の解除 (停止) を決定しました。

児 童 氏 名	男・女	年 月 日生
保 護 者 氏 名	児童との続柄	住所
	施設又は里親等名	
措 置 解 除 年 月 日	年 月 日	
措 置 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	( 日間)
措 置 解 除 (停止) 理由		

備考 施設退所 (委託解除)、措置停止及び停止解除に使用すること。

様式第12号 (第10条関係) その2

措置変更決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

職 氏 名 団

次のとおり児童の措置の変更を決定しました。

児 童 氏 名	男・女	年 月 日生
本 籍	都・道・府・県	
保 護 者 の 現 住 所		
保 護 者 氏 名	児童との続柄	
	変 更 事 項	
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 由		

様式第13号 (第11条関係)

(表面)  
縦十センチメートル  
横八センチメートル

立 入 調 査 証 票

第 号 年 月 日交付

所 属

職 氏 名

右の者は、児童福祉法第二十九条の規定による立入調査又は質問をする職権を行う者であることを証明する。

鳥取県知事

印

(裏面)

児童福祉法(抄)

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に従事する吏員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

様式第14号 (第12条関係)

児 童 死 亡 届 出 書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 施設長

(里親・保護受託者)

電話番号

印

児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条(第32条において準用する同規則第27条)の規定により、次のとおり届け出ます。

児 童 氏 名		男・女	年 月 日生
死 亡 年 月 日	年 月 日 ( 時 分 )		
死 亡 の 原 因			
死 亡 の 場 所			
処 置			

様式第15号 (第12条関係)

児童措置解除届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 施設長

㊦

(里親・保護受託者)

電話番号

下記の児童は、下記の事由から措置解除することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

記

児童氏名	男・女	年 月 日 生
本 籍	都・道・府・県	
保護者の現住所		
保護者氏名	児童との 続 柄	
措置解除年月日	年 月 日	
事 由		

様式第16号 (第12条関係)

児童措置停止届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 施設長

㊦

(里親・保護受託者)

電話番号

下記の児童は、下記の事由から措置停止することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

記

児童氏名	男・女	年 月 日 生
本 籍	都・道・府・県	
保護者の現住所		
保護者氏名	児童との 続 柄	
措置停止期間	年 月 日から 日 日まで ( 日間)	
事 由		

様式第17号 (第12条関係)

児童措置変更届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

届出者 施設長

(里親・保護受託者)

電話番号

㊦

下記の児童は、下記事由から措置変更することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

記

児童氏名	男・女	年 月 日	日生
本籍	都・道・府・県		
保護者の現住所			
保護者氏名			児童との 続柄
変更事項			
変更前			
変更後			
変更年月日	年 月 日		
変更事由			

様式第18号 (第12条関係)

児童在所期間延長届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

届出者 施設長

(里親・保護受託者)

電話番号

㊦

下記の児童は、  
年 月 日 満18歳に到達しますが、下  
満20歳に到達しますが、下記の事由から、引き続き保護し、指導することが必要と認められますので、児童福祉法施行規則第27条 (第32条において準用する同規則第27条) の規定により届け出ます。

記

児童氏名	男・女	年 月 日	日生
本籍	都・道・府・県		
保護者の現住所			
保護者氏名			児童との 続柄
保護事由			



様式第19号 (第13条関係)

里 親 申 込 書

職 氏 名 殿

里親になることを希望しますので、児童福祉法施行規則第30条の規定により申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ名 申込者 氏

電話番号

㊦

様式第20号 (第13条関係) その1

里 親 登 録 簿

登録番号	※	登録年月日	※	年月日調査
家庭調査票	経見相認所	児童	相認所	調査者

◎里親申込者についての事項

住 所	父	母
フリガナ名	フリガナ名	フリガナ名
氏名	氏名	氏名
生年月日	年 (月) 日 (満 歳)	生年月日
職 業	職 業	職 業
経 歴	経 歴	経 歴
健康状態	健康状態	健康状態
里親申込に至った動機	児童養育に対する熱意及び方針	

◎家族についての事項

続柄	フリガナ名	生年月日	性別	同居別居	健康状態	職業又は就学状況	経 歴

家族の児童養育に対する考え方等

様式第20号 (第13条関係) その2

◎ 家庭の状況		収入	支出	資産等		参考事項
居住状況	住居に関する参考事項	近隣社状況	その他参考事項	学校状況及び距離	小学校	中学校
◎ 知事認定	児童相談所長の意見					
決定事項						
決定事項	児童氏名	年齢	性別	委託期間	養育期間	
経過概要						
年 月 日						

- 備考 1 ※印欄は県で記入すること。  
2 ◎印欄は児童相談所で記入すること。

様式第21号 (第14条関係)

保護受託者申請書	経由福祉事務所		経由児童相談所	
	福祉事務所名	児童相談所名	福祉事務所番号	児童相談所番号
	交付月日	交付月日	整理番号	整理番号
希望児童	性別	年齢	希望理由	児童の性格、職業、体適正に希望
児童受託の動機	希望の児童名	希望の職業	希望の職業	現在の職業
フリガナ	氏名	生年月日	(満年齢)	その経験年数
居住所	交通目標	電話番号	在り電話番号	在り電話番号
児童受託希望児童の性別年齢人数	希望の児童名	希望の職業	希望の職業	希望の職業
	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由
児童受託希望児童の性別年齢人数	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由
希望児童	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由
希望児童	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由
希望児童	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由



様式第23号 (第15条関係)

児童同居開始届出書

職 氏 名 殿 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

電話番号

㊦

児童との同居を開始したので、児童福祉法第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

同居させている者の事項	氏 名	性別	年齢	歳
住 所	職業			
同居している親族の状況				
同居している児童の事項	氏 名	性別	年齢	歳
生 年 月 日	年 月 日 生	年 齡		
前 住 所				
同居の目的				
同居している児童の保護者の事項	氏 名	性別	年齢	歳
住 所	続柄			
職 業				
同居を始めた年月日	年 月 日			
児童を同居させるに機 転 した動 機				
同居の予定期間	1有 2無	年 月 日 まで		

様式第24号 (第15条関係)

児童同居取りやめ届出書

職 氏 名 殿 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

フリガナ

届出者 氏 名

電話番号

㊦

児童との同居をやめたので、児童福祉法第30条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

同居させている者の事項	氏 名	住 所	生 年 月 日	年 月 日 生	年 齡	歳
同居している児童の事項	氏 名		年 月 日	年 月 日		
前に児童福祉法第30条第1項の規定により届け出た年月日						
同居をやめた年月日	年 月 日					
同居をやめた理由						

様式第25号 (第15条関係)

児童同居居住地変更届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名  
届出者

電話番号

㊤

児童との同居居住地を変更したので、鳥取県児童福祉法施行細則第15条第3項の規定により、次のおり届け出ます。

旧 住 所 地	
新 住 所 地	

様式第26号 (第16条関係)

児童居宅生活支援事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名  
届出代表者

電話番号

㊤

児童居宅生活支援事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のおり届け出ます。

事業の種類及び内容									
経営者の氏名及び住所 (法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)									
事業の運営方針									
職員の定数及び職務の内容									
事業を行うおうとする区域									
児童デイサービス事業又は児童短期入所事業の用に供する施設	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所定員(児童短期入所事業に限る。)</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		種 類		所 在 地		入所定員(児童短期入所事業に限る。)	
名 称									
種 類									
所 在 地									
入所定員(児童短期入所事業に限る。)									
事業開始の予定年月日	年 月 日								

添付書類

- 1 基本約款
- 2 その他の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書
- 4 委託により実施する場合は、その契約書の写し

様式第27号 (第17条関係)

児童居宅生活支援事業届出事項変更届出書

職 氏 名 殿  
 児童居宅生活支援事業について変更したい(変更した)ので、児童福祉法施行規則第36条の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
 氏 名

電話番号



変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変更(予定)年月日	年 月 日

添付書類 変更内容を記載した書類

様式第28号 (第18条関係)

児童居宅生活支援事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 殿  
 児童居宅生活支援事業を廃止(休止)したいので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
 氏 名

電話番号



事業の種類及び内容	
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の予定期間(休止しようとする場合に限る。)	

様式第29号 (第19条関係)

児童福祉施設設置届出書

児童福祉施設設置届出書 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所

フリガナ 届出者 氏名

電話番号

㊦

児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法第35条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 設置を要する理由
- 5 運営の方法

- (1) 設置主体及び経営主体
  - (2) 定員
- 人(内訳)
- 6 経営の責任及び福祉の実務に当たる職員の状態

職名	専任又は兼任の別	氏名	年齢	資格を有する場合はその種類、取得年月日及び番号	経歴年数	主たる経歴	勤務形態

- 注 1 採用予定者及び措置費対象外の職員も記入すること。
- 2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

7 建物その他設備の規模及び構造

- (1) 土地

ア 敷地面積 m<sup>2</sup> (うち借地分 m<sup>2</sup>)

イ 屋外遊戯場又は運動場の面積 m<sup>2</sup>

- (2) 建物

ア 構造

イ 延べ面積 m<sup>2</sup>

区分	室数(個数)	面積	積	設置者の別	備考
計					

(3) 備品及び遊具

品名	数量	品名	数量

添付書類

- 1 敷地の平面図並びに建物・設備の平面図及び立面図
- 2 施設長となる者の履歴書
- 3 公共水道給水証明書又は水質検査証の写し
- 4 収支予算書
- 5 建物の検査済証又は検査調査書の写し(新築又は改築を伴う場合に限る。)
- 6 設置に関する条例(案)の写し
- 7 既設の児童福祉施設と今回新たに届け出ようとする児童福祉施設との関係係を明らかにした市町村全児童の状況記載した書類
- 8 開設日現在の年輪別入所予定児童の状況を記載した書類
- 9 保育所の設置の場合、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書類

様式第30号 (第20条関係)

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ 申請者 氏 名

電話番号

㊦

児童福祉施設設置の認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 設置を要する理由
- 5 運営の方法

- (1) 設置主体及び経営主体
  - (2) 定 員
- 人(内訳 )

職名	氏 名	年 齢	資格を有する場 合はその種類、取得 年月日及び番号	経 験 年 数	主たる 経 歴	勤務形態
専任又は兼任の別						

- 注 1 採用予定者及び措置費対象外の職員も記入すること。  
2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

7 建物その他設備の規模及び構造

(1) 土 地

ア 敷地面積 m<sup>2</sup> (うち借地分 m<sup>2</sup>)

イ 屋外遊戯場又は運動場の面積 m<sup>2</sup>

(2) 建 物

ア 構 造 m<sup>2</sup>

イ 延べ面積 m<sup>2</sup>

区 分	室 数 (個数)	面 積	設置者の所 有・借用の別	備 考
計				

(3) 備品及び遊具

屋 内 遊 具 及 び 備 品	屋 外 遊 具
品 名	品 名
数 量	数 量

添付書類

- 1 敷地の平面図並びに建物・設備の平面図及び立面図
- 2 施設長となる者の履歴書
- 3 公共水道給水証明書又は水質検査証の写し
- 4 収支予算書
- 5 建物の検査済証又は検査調書の写し(新築、改築を伴う場合に限り。)
- 6 開設日現在の年輪別入所予定児童の状況を記載した書類
- 7 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の措置児童等の状況を記載した書類
- 8 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 9 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約





様式第32号 (第21条関係)

児童福祉施設設置認可 (届出) 事項変更届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名  
届出者

電話番号

㊟

児童福祉施設の設置認可 (届出) 事項を変更したので、児童福祉施設  
行規則第37条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更計画書

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
施 設 の 種 類		
施 設 の 名 称		
位 置		
法人又は団体においては、定款、寄附行為その他の規約		

2 変更理由

様式第33号 (第22条関係) その1

児童福祉施設認可事項変更承認申請書

(経営責任者・幹部職員の変更)

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名  
申請者

電話番号

㊟

児童福祉施設の認可事項を変更したいので、児童福祉施設行規則第37  
条第6項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 施 設 の 種 類
- 2 施 設 の 名 称
- 3 就 任 さ せ る 役 職 名
- 4 従 前 の 所 属 施 設 名 及 び 役 職 名
- 5 氏 名
- 6 生 年 月 日 年 月 日生
- 7 給 与 俸 給 円
- 8 変 更 年 月 日 年 月 日
- 9 変 更 事 由

10 添 付 書 類 履 歴 書

様式第33号（第22条関係）その2

児童福祉施設認可事項変更承認申請書

（建物その他設備の規模及び構造・運営の方法の変更）

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□—□□

住 所

フリガナ 申請者 氏 名

電話番号



児童福祉施設の認可事項を変更したいので、児童福祉法施行規則第37

条第6項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更計画書

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
施設の種類		
施設の種類		
施設の方法		
(1) 設置主体及び経営主体		
(2) 定 員		
建物その他設備の規模及び構造		
(1) 敷地面積		
(2) 屋外遊戯場及び運動場の面積		
(3) 構造（延べ面積）		
(4) 内訳（室名等）	室数	面積

2 変更理由

様式第34号（第23条関係）

児童福祉施設廃止（休止）届出書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□—□□

住 所

フリガナ 届出者 氏 名

電話番号



児童福祉施設を廃止（休止）したいので、児童福祉法第35条第6項の  
規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

施設の認可年月日	年 月 日
施設の種類及び名称	
施設の所在地	
廃止・休止予定年月日 （休止の予定期間）	（ 年 月 日～ 年 月 日）
廃止・休止の理由	
入所させている者の処置	
財産の処分方法	

添付書類 当該年度収支決算書

様式第35号 (第24条関係)

児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ  
氏 名

申請者  
電話番号

㊦

児童福祉施設を廃止(休止)したいので、児童福祉法第38条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

施設の認可年月日	年 月 日
施設の種類及び名称	
施設の所在地	
廃止・休止予定年月日 (休止の予定期間)	( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
廃止・休止の理由	
入所させている者の処置	
財産の処分方法	

添付書類 当該年度収支決算書

様式第36号 (第25条関係)

(表面)

養子縁組承諾許可申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者  
施設長  
電話番号

㊦

児童の養子縁組について許可を得たいので、児童福祉法第47条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一 養子にしようとする児童の事項	
氏名	
性別	年齢
本籍	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
住所	
二 養親になろうとする者の事項	
氏名	
性別	年齢
本籍	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県
住所	
職業	

(裏面)

三 前 号 の 者 の 家 族 の 状 況				業	
続 柄	氏 名	性 別	年 齢	同 居 ・ 別 居	職

  

四 第 二 号 の 者 の 家 庭 に つ い て の 事 項			
家 庭 の 状 況	昨 年 の 収 入	昨 年 の 支 出	資 産 等
	円	円	
住居等の状況	敷家・借家		建 物
住居等に 関する項 の目的 近隣 の状況			小学校 中学校 Km Km
五 縁 組 を 適 当 と す る 理 由			
六 そ の 他 必 要 と 認 め る 事 項			

備考 第一号及び第二号の者の戸籍謄本を添付すること。

様式第37号 (第25条関係)

養子縁組承諾 (不承諾) 決定通知書

番 年 月 日  
号

施設長 殿

職 氏 名 団

年 月 日付けで申請のあった次の養子縁組については、  
適当である (ない) と認めますので、児童福祉法施行規則第39条第 2 項  
の規定により通知します。

養子にしようとする児童の氏名	
養親になろうとする者の氏名	



(裏面)

学 歴				
在学期間	修学年限	卒業・中退・在学中の別	学校名	所在地
年 月 から 年 月 まで	年間	卒業・中退・在		
摘 要				
職 歴				
在職期間	就業年月	卒業・休職・在職中の別	勤務先	所在地
年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	卒業・休職・在		
年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	卒業・休職・在		
年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	卒業・休職・在		
摘 要				

(注意) 1 学歴は最終学歴のみ記入すること。

2 職歴は施設勤務についてはすべて記入すること。その他については現在勤務中のものだけを記入すること。

児童福祉施設勤務証明書

(氏名)

上記の者は 年 月 日から

年 月 日に至る間当該施設において児童の保護に従事した者であることを証明します。

年 月 日

(施設所在地)

(施設種別)

(施設名)

(施設長氏名)

印

(都道府県主管課長)

印

上記施設は児童福祉法による認可施設であることを証明します。

(注意) 1 受験資格②又は③(父母試験実施要領の受験資格の項)を

受験資格とする者は、この証明書を作成すること。

2 認可施設であることの証明は、鳥取県内の施設の場合は必要ないが、県外の場合はすべて必要とすること。